

夫婦会員制度について

夫婦会員制度は以下の規定に従うものとします。

『財団法人日本国際政治学会規約集』

三ノ九 夫婦会員制度についての申し合わせ

1. 夫婦会員それぞれの会費は一般会員、学生会員ともに年額壱万円とする。
2. 夫婦会員より連名で申し出があった時に次年度より適用する。
3. 機関誌、ニューズレターは届出住所に夫婦会員二名あてに一冊、一部、大会開催通知その他の会員宛通信は二通を送るものとする。

夫婦会員制度の適用を希望する会員の方は以下の事項に記入の上、学会事務局まで提出または送付してください。

夫婦会員制度の適用を希望します。

住所 〒

電話

Email

年 月 日

氏名

印

氏名

印

以下、事務局記入欄

受付	承認	適用
20 / /	20 / /	20 / /